

年 月 日

東京都立千歳丘高等学校

学校長殿

### 学校感染症による出席停止解除証明書

※ 生徒氏名	年 組 番 氏名
※ 保護者氏名	
病 名	
出席停止期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
特 記 事 項	

※ 生徒氏名、保護者氏名は、保護者の方がご記入ください。

医療機関名

医 師 名 \_\_\_\_\_ (印)

## 保護者の皆様へ

下記の学校感染性疾患は学校保健安全法施行規則第 19 条により、出席停止の期間が定められています。

**主治医の診察を受けて登校が許可されましたら「解除証明書」を主治医に記入していただき、登校時に担任へ提出してください。**尚、医師の指示により自宅で療養した期間中は欠席扱いにはなりません。

### 【学校感染症一覧】

分類	病名	出席停止の基準	
第 1 類	(注)	治癒するまで	
第 2 類	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳がなくなるまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風疹（三日はしか）	発疹がなくなるまで	
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで	
	咽頭結膜熱	症状がなくなったあと 2 日を経過するまで	
	結核	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで	
第 3 類	腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 など)	有症状者は医師により伝染のおそれがないと認められるまで 無症状病原体保有者は出席停止不要 手洗い遂行	
	流行性結膜炎	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで	
	急性出血性結膜炎	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで	
	その他の感染症	溶連菌感染症	抗生剤治療開始後 2 4 時間を経て全身状態がよければ登校可能
		ウイルス性肝炎	A 型・肝機能正常化後登校可能 B 型・C 型は出席停止不要
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止 治癒期は全身状態が改善されれば登校可能
		伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹のみで全身状態がよければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う時期は出席停止 治癒期は全身状態がよければ登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止。全身状態がよければ登校可能
		流行性嘔吐下痢症 (ノロウイルスなど)	下痢・嘔吐症状が軽快し全身状態がよければ登校可能
	アタマジラミ	出席可能（タオル・櫛・ブラシの共有は避ける）	
	水いぼ	出席可能（多発発疹者はプールでのビート版の共有は避ける）	
	伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール・入浴は避ける）	

(注) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、急性灰色髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、ラッサ熱、新型コロナウイルス感染症